

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川県労働局 産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-4	「建設アスベスト給付金制度」が創設されたとのことですが、それはどのような制度ですか。 (令和5年4月1日更新)

【答】

「建設アスベスト給付金法」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）が令和4年1月19日から施行され、給付金請求の受付が開始されました。

この給付金は、

- ① ある一定の期間ごとに建設業に従事して
- ② 石綿関連疾患にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）

に対して、病態区分等に応じて550万円から1,300万円支給するものです。請求は本人、またはご遺族の方からとなります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。または労働局、各労働基準監督署にお尋ねください。

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/kensetsu_kyufukin.html

神奈川県労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>